

高齢者人口減少地域における地域包括支援センターの職員配置について

1 経緯

- 本市では、各年度9月末現在の圏域内高齢者人口を基に地域包括支援センター（以下「センター」という。）の職員配置を決定している。（下表参照）

【職員配置基準】

圏域内高齢者人口	～6,499人	6,500～7,999人	8,000～9,999人	10,000人～
職員配置（※）	4人体制	5人体制	6人体制	7人体制

※ 委託職員のうち、地域介護予防拠点担当、介護支援専門員を除く三職種（保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員）の人数

- 広島市高齢者施策推進プランの人口推計によると、今後高齢者人口の減少が見込まれる圏域があるため、圏域内高齢者人口が職員配置基準のしきい値を下回った場合の対応を検討する必要がある。

2 対応案

次のとおりとする。

- 人口減少に伴い、圏域内の高齢者人口がセンター職員配置基準のしきい値を下回る場合は、原則、翌年度から基準どおりに職員を減員する。
- ただし、安定した高齢者支援を実施する上で支障が生じると本市が判断した場合は、減員までの期間を最大2年間延長する経過措置を設けることができる。

3 高齢者人口の減少に伴う職員配置の特例を適用しているセンターについて

本特例は、令和4年度第2回本運営協議会で承認された後、庁内関係課との協議を踏まえ、以下のとおり取り扱うこととした。

- 本特例は、これまで事例がなかった圏域内の高齢者人口の減少に伴うセンター職員の減員という状況に対する暫定的な措置として設定したものであることを踏まえ、適用期間は、次期委託契約更新まで（令和7年度末）とする。
- なお、当該適用期間は、現に特例を適用しているセンターに対して設定するものであり、当該期間内において、対象となるセンターが出現した場合であっても新規の特例は認めない。

【特例の概要】

圏域内高齢者人口が職員配置基準のしきい値を下回った場合で、かつ、認定者数が基準年度（※）と比較して5%以上減少した場合（各年度9月末で比較）は、翌々年度からセンター職員数を減員することとする。※ 圏域内高齢者人口の減少があった年度の前年度

【参考】

